

田子町障害者活躍推進計画

機関名	田子町、田子町議会、田子町監査委員、田子町選挙管理委員会、田子町農業委員会及び田子町教育委員会
任命権者	田子町長、田子町議会議長、田子町代表監査委員、田子町選挙管理委員会委員長、田子町農業委員会委員長及び田子町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
田子町における障害者雇用に関する課題	<p>田子町では令和元年度において、法定雇用率が未達成であり、改善が急務である。</p> <p>また、採用した職員に対する職務支援体制の整備等が不足し、各種取組が必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	計画期間内の法定雇用率の達成
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月</p>

	<p>以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○現に勤務する障害者の心身の状況により、従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○人事評価面談を行い、業務の割当が適切か点検を行い、必要に応じて検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、可能な範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○各関係法律関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>